

様式第2号（第3条関係）

サービス付き高齢者向け住宅事業登録（新規・更新）基準不適合通知書

年 月 日

様

堺 市 長



年 月 日付けで申請のあったサービス付き高齢者向け住宅事業登録（新規・更新）について、次のとおり登録基準に適合しないと認めたので、高齢者の居住の安定確保に関する法律第7条第4項の規定により通知します。

- 1 住宅の名称
- 2 住宅の所在地
- 3 登録の基準不適合の理由

（教示）

- 1 この決定に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3ヵ月以内の間（この決定があった日から1年を超えることができない。）に限り、堺市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この決定に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6ヵ月以内の間（この決定があった日から1年を超えることができない。）に限り、堺市（代表者は、市長）を相手方として、この決定の取消しを求める訴えを提起することができます。